

運 営 規 程

(介護予防)

社会福祉法人桜友会
グループホーム「さくらの里」

グループホームさくらの里 介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 当事業所は、要介護認定の結果「要支援2」と認定され、かつ認知症の状態にあると認められた方に、家庭的な環境の下で共同生活を行い、自立した日常生活を営むことができるよう生活のお世話と精神的安定と身体機能低下防止を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の生活歴を大切に、居心地の良い居住環境を整備し、暮らしの中にゆとりと安らぎのある生活を提供する。
- (2) 入居者と職員が、家族の一員のような存在になれるよう信頼関係を築き、楽しく自然に笑顔がでてくるようなケアを目指す。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム さくらの里
- (2) 所在地 青森県弘前市藤代字広田131-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、当事業所職員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 7名（内管理者・計画作成担当者兼務1名）

介護職員は、利用者の日常生活の支援を行う。

- (4) 事務職員 1名（法人本部事務兼務1名）

事務職員は、事業に必要な庶務及び経理事務を行う。

(利用定員)

第5条 当事業所の利用定員は、9名（1ユニット）とする。

(サービス提供内容)

第6条 本事業の提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業所が提供するサービスの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その1割の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 家賃 | 300円／日 |
| (2) 食費 | 1,400円／日 |
| (3) 水道光熱費 | 250円／日 |
| 持ち込み家電 | 500円／月 |
| (4) 日用品費 | 洗濯洗剤、トイレ洗剤、入れ歯洗浄剤、歯磨き、
ティッシュ、トイレットペーパー、消臭剤、清掃用品、
マウスウォッシュ等（実費を徴収） |
| (5) 暖房費（11月～3月） | 200円／日 |
| (6) おむつ代 | 紙おむつ Lサイズ 150円 Mサイズ 130円 |
| | リハビリパンツ 80円 |
| | 尿取りパット 30円 |

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護職員の助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で喫煙すること。

(秘密保持)

第 10 条 当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

(衛生管理)

第 11 条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第 12 条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束)

第 13 条 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 当事業所職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 研修 年 1 回以上
- 2 この規程に定めるもののほか、当事業所の運営に関する事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日一部改正。

平成 30 年 4 月 1 日一部改正。

令和 3 年 4 月 1 日一部改正。

令和 4 年 11 月 1 日一部改正。

令和 6 年 4 月 1 日一部改正。

令和 7 年 11 月 1 日一部改正。